

建設工事の入札参加資格登録をされている皆様へ

令和4年9月1日
大 阪 府

府発注工事における電子マニフェスト使用の義務化について

国は、第四次循環型社会形成推進基本計画において、令和4年度までに産業廃棄物管理票（マニフェスト）を電子化した「電子マニフェスト」※1の普及率を70パーセントに拡大する目標を掲げており、平成30年10月に環境省から示された電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップにおいても、公共工事での電子マニフェストの利用を促進していくこととされています。

本府においても、より一層の電子マニフェストの利用促進に向けた取組みとして、令和5年4月1日以降、府が排出する産業廃棄物処理委託において、電子マニフェストの使用を義務化するにあたり、大阪府グリーン調達方針※2の改定が行われます。これにあわせて、令和5年4月1日以降に契約を行う全ての工事において、電子マニフェストの使用を義務化することとしましたので、お知らせします。

なお、産業廃棄物の処理にあたって、電子マニフェストの使用が確認できなかった場合、受注者に対し、入札参加停止措置及び工事成績評価の減点を実施します。

※1 電子マニフェスト制度・操作方法

https://www.pref.osaka.lg.jp/sangyohaiki/osaka_denmani/index.html

※2 大阪府グリーン調達方針のページ（役務編参照）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/chikyukankyo/jigyotoppage/greenhotatsu.html>

【電子マニフェストのメリット】

- ・事務処理の効率化、法令遵守、データの透明性
- ・PC やタブレット等での操作が簡単で手間がかからない
- ・マニフェストの保存が不要（保管スペースも不要）
- ・産業廃棄物管理票交付等状況報告が不要
- ・マニフェストの紛失の心配がない
- ・マニフェスト情報は情報処理センター（国が指定する法人）が管理・保存

【問い合わせ先】

（入札契約手続きに関すること）

総務部 契約局 総務委託物品課

企画・システムグループ

電話 06-6944-9905

（電子マニフェスト制度に関すること）

環境農林水産部 循環型社会推進室

産業廃棄物指導課 排出者指導グループ

電話 06-6210-9570

事業者の皆様へ

令和4年9月

大阪府

～重要なお知らせ～

電子マニフェストの利用促進に向けた取組みとして、令和5年4月1日以降に契約を行う府が排出事業者となる産業廃棄物処理委託及び府発注の工事について、『電子マニフェスト』*の使用を義務化します。

* 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める『産業廃棄物管理票（マニフェスト）』を電子化したもの

★府が排出する産業廃棄物に関する委託（収集運搬・処分）について、『電子マニフェスト』の使用を義務化します。



入札参加資格として、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターへの加入が必要となります。

★すべての府発注工事における産業廃棄物の処理にあたり、『電子マニフェスト』の使用を義務化します。



『電子マニフェスト』の使用が確認できなかった受注者へは・・・

- 入札参加停止措置の適用
- 工事成績評定の減点

※上記の措置等の詳細については、関係規定の改正次第、別途お知らせします。

【電子マニフェストのメリット】

- ・事務処理の効率化、法令遵守、データの透明性
- ・PCやタブレット等での操作が簡単で手間がかからない
- ・マニフェストの保存が不要（保管スペースも不要）
- ・産業廃棄物管理票交付等状況報告が不要
- ・マニフェストの紛失の心配がない
- ・マニフェスト情報は情報処理センター（国が指定する法人）が管理・保存

入札契約手続きに関すること（①）、
電子マニフェスト制度に関すること（②）
については、右のQRコードを読み取って
大阪府ホームページをご覧ください。



①



②

【問合せ先】

- ◇入札契約手続きに関すること
総務部 契約局 総務委託物品課
企画・システムグループ TEL 06-6944-9905
- ◇電子マニフェスト制度に関すること
環境農林水産部 循環型社会推進室
産業廃棄物指導課 排出者指導グループ TEL 06-6210-9570